

そのケガ 本当に健康保険ですか！？

皆さまが日頃使っている健康保険証は便利なものです、
ケガやそれに伴う病気の治療には注意が必要です。

どのような状況でケガをしましたか？

仕事中、または
仕事の行き帰りでのケガ



交通事故や
ケンカでのケガ



日常生活でのケガ



労災保険

自動車保険や
加害者

健康保険

健康保険は使えません。被保険者はもちろんのこと、ご家族でパートやアルバイトの方であっても労災保険が適用されますので、お勤め先のご担当者様に報告してください。

「第三者行為による傷病届」を健康保険組合に届出して了承を得てから健康保険を使うことができます。しかし、これはあくまで立替払いであり、最後は**自動車保険(自賠責・任意保険)**や**加害者が支払うべき医療費**です。なお、自損事故の場合は健康保険が使えます。

健康保険が使えます。



いずれの場合も医療機関にはケガの原因を正しく伝えて、
安易に健康保険を使うのは止めましょう。
また、健康保険組合の負傷原因報告書への回答にご協力をお願いします。